

第21期第4回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和3年10月27日（水）午前10時30分～午前11時45分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

遠藤 実、小松 ひとみ、伊藤 克朗、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、
鈴木 学、中嶋 義孝、萩野 秀実、小松 愛

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：大山 泰
事務局：齋藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人
農林水産部水産漁港課：山田 美沙登、小松 康宏

3 議事事項

- （1）八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容等について（諮問）
- （2）秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）
- （3）内水面採捕許可方針の一部改正について（協議）
- （4）令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について（報告）
- （5）その他

4 開会・あいさつ

○事務局（齋藤）

ただ今より、第21期第4回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。
出席委員10名で、委員会規程第6条により委員会は成立することを報告します。
また、本日は八郎湖に関する議題があり、専門委員にも案内を出しましたが、
しらうお機船船びき網漁業の作業で忙しいため、2名とも欠席するとの連絡を受けております。

それでは、始めに遠藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○遠藤会長

昨年1月頃から流行していたコロナウイルス感染症について、ようやく収束の兆しが見えてきましたが、まだまだ安心はできないところです。

今年はアユの生育も順調で、好釣果を期待しておりましたが、7月後半から9月にかけて暑い日が続き、河川が渇水状態になったために、アユやヤマメの姿が見えなくなってしまいました。結果として今シーズンのアユ釣りは不調に終わってしまい、残念に思っております。

本日は八郎湖関係の議題がある中、専門委員の2名は不在ですが、皆様の忌憚

のないご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（斎藤）

中嶋委員、萩野委員にお願いしたいと考えております。

○議長

それでは、中嶋委員と萩野委員のお二方、よろしく申し上げます。

○中嶋委員、萩野委員

はい。

7 議事

議題1：八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容等について（諮問）

○議長

それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容等に関する諮問です。（諮問文音読）

6月16日に開催した本委員会において、八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容を定めました。許可期間は今年の12月31日までであり、許可の更新に際して、改正漁業法に基づき定めた秋田県漁業調整規則第11条第1項の規定により、制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示する必要があります。

今回は、前回定めた制限措置の内容は変更せず、許可をすべき数と許可を申請すべき期間を定めます。

八郎湖増殖漁業協同組合から、新規の申請予定はない旨を聞いておりますので、許可すべき数は現在の許可と同数としております。小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）の貝けた網漁業は1件、八郎湖建網漁業は28件、雑建網漁業は5件、ふくべ網漁業は13件、八郎湖雑刺し網漁業は4件、わかさぎ刺し網漁業は13件となります。

許可を申請すべき期間は、11月5日から12月6日までとしております。調整規則上、この許可を申請すべき期間は1か月以上設けることとなっており、また、許可には適格性の確認が必要であることから、1月1日までに許可するのに必要な時間を確保するためこのように設定しました。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容等について、ご意見やご質問はありませんか。

○委員

(特になし)

○議長

それでは、特に異議のない旨の答申をしたいと思います。事務局で答申案をお願いします。

○事務局（松井）

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きを進めてください。

議題2：秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）

○議長

議題2について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

3月16日に開催した本委員会にて、八郎湖知事許可漁業許可方針の改正を行いました。一部、漁業法改正後には必要のない文言等がありましたので、再度改正します。

全体的な改正点として、第11について、「制限措置又は条件」から、「制限措置」を削除しております。先ほどの議題で制限措置の内容を定めており、許可方針で定めるべきは条件のみであるため、制限措置という文言は不要になりました。

次に、建網漁業の第2の適用範囲について、「わかさぎ等」と記載しておりましたが、「等」を削除します。実態として、漁獲の8割をわかさぎが占めていることから、等を付ける必要がないと判断したものです。

続いて、雑建網漁業の第11の1で、「使用できる網地の目合は3.0センチメートル以上（11節）以上」と記載しており、「以上」が重複しておりましたので、片方を削除しました。

また、雑刺し網漁業の第11の1、「網の目合は11節以上とする」の記載について、前回の改正時にセンチメートルの表記で統一しましたが、この部分は改正がもれておりましたので、修正するものです。

以上が、八郎湖知事許可漁業許可方針の改正案の内容となります。ご協議よろしくをお願いします。

○議長

八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について、文言を削除・追加することですが、ご意見、ご質問はありませんか。

○委員

（「ありません。」の声あり）

○議長

それでは、この内容で改正するというところでお願いします。

議題3：内水面採捕許可方針の一部改正について（協議）

○議長

議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

先ほどの秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針に続いて、内水面採捕許可方針についても改正すべき事項があり、協議させていただきます。

内水面の採捕の許可は、秋田県漁業調整規則第33条に規定されている漁具又は漁法について、漁業権の行使権や遊漁規則に基づき採捕する以外の場合に許可しているものです。

採捕の許可についても、許可期間が今年の12月31日までであることから、次期の許可をするために、許可方針の改正が必要となります。

主な内容は、改正漁業法に基づき、内水面について規定した秋田県内水面漁業調整規則と、八郎湖、海面の規則を統一して、新しい秋田県漁業調整規則を制定したことによる、規則の名称と条ズレの修正です。

その他に、括弧の全角と半角が混じっていたものを統一しました。

また、第11にあるボンデン旗の大きさの規定を、横33センチメートル、縦35センチメートルとしておりましたが、この場合、横が33センチメートル、縦が35センチメートルに足りないのが違反になるのは当然として、それより大きくても条件違反となるため、横と縦の両方に以上という表記を加えております。

次に、申請書等の様式について、規則名称と条ズレを修正するとともに、秋田県漁業調整規則第33条第3項の規定に合わせて記載しております。また、手続き上で押印廃止となりましたので、印の表記を削除しております。

採捕許可の内容変更許可申請書については、改正漁業法に基づく漁業調整規則例から採捕の許可についての内容変更申請が削除されており、内容変更は制度としてなくなったため、様式を削除しました。

特別採捕許可申請書については、特別採捕許可の申請に係る要領を別に定めておりますので、許可方針から削除しました。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

内水面採捕許可方針の一部改正について説明がありましたが、ご意見・ご質問はございますか。

○萩野委員

第1（趣旨）に、秋田県漁業調整規則（令和2年11月27日秋田県規則62号）と記載されていますが、この規則は令和2年11月27日に改正したということですか。

○事務局（松井）

はい。令和2年12月1日の改正漁業法施行に合わせて、本県の漁業調整規則も規則例にならって改正する必要がありました。これまで内水面、八郎湖、海面でそれぞれ定めていた漁業調整規則を一本化し、新しい秋田県漁業調整規則を令和2年11月27日に制定しました。

○議長

他にご質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

それでは、事務局で手続きを進めてください。

議題4：令和3年度全国内水面漁場管理員会連合会通常総会について（報告）

○議長

議題4について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

令和3年度全国内水面漁場管理員会連合会通常総会は書面により開催されました。議案の第1号「令和2年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について」、第2号「令和3年度事業計画案及び収支予算案について」、第3号「令和3年度提案書案について」、第4号「次期役員案について」、書面で決議を行い、全て承認されました。

また、第4号議案の次期役員案については、資料のとおり、遠藤会長が東日本ブロックの監事として役員になりました。以上が報告となります。

○議長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

それでは次に進みます。

議題5：その他

○議長

それでは、議題5のその他ですが、この場で協議すべき事項など、委員の皆様から何かありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

事務局からは、何かありますか。

○事務局（斎藤）

ございません。

8 その他

(1) 内水面漁場管理委員会創立70周年記念表彰について

水産庁長官表彰 : 菊地 会長代理

小松 ひとみ 委員

小松 愛 委員

片山 信隆 元委員 (第17期～第20期委員)

(前回の委員会にて、菊地会長代理、小松ひとみ委員には遠藤会長より感謝状及び記念品を伝達済。片山元委員には7月13日に遠藤会長、斎藤書記、松井書記の3名で訪問し伝達済)

(前回欠席の小松愛委員へ、遠藤会長より感謝状及び記念品を伝達)

(2) その他

○議長

他に何かございますか。

○伊藤委員

遠藤会長のご挨拶にもありましたが、今年はアユが不調で、米代・鹿角方面は賑わっていたものの、他の河川では厳しい様子でした。渇水の影響もありますが、遡上そのものが少なかった印象です。十和田湖でヒメマスが釣れないという話もありました。サクラマスの釣果も、昨年と比べて半分程度のように、遊漁収入がかなり減っているのではないかと思います。来年度以降の漁協の運営について不安を感じています。

○議長

伊藤委員から、遊漁収入減の問題等についてお話いただきましたが、皆さんのところでも何かありましたらお教えてください。

○萩野委員

アユについて、秋田県に限らず青森、岩手、山形の3県でも不調のようです。やはり渇水による影響が強く、さらに、カワウが増加していることが主な要因と考えられます。水が少ないところにカワウが入ってアユを食べて尽くしてしまい、全く釣れなかったという話でした。

アユがない原因について、カワウがいることでアユが逃げ場を失って上流にいつてしまったと思われていたのですが、岩手県の雫石川では、カワウの溜まり場に落ちアユがたくさんいることがわかったそうです。岩手県ではカワウによる被害への対策に取り組み始めています。秋田県では、カワウの他にサギの影響も大きいことから、本県の現状を踏まえた対策をとる必要があります。

○事務局 (松井)

カワウについては、県自然保護課と、第二種特定鳥獣管理計画を策定することで話をしており、この管理計画の下でカワウの駆除・個体数管理を進めていきます。策定は今年度中を予定しており、具体的にどのように進めるかは来年度以降にお示しできると思いますので、また情報がありましたら報告させていただきます。

○中嶋委員

米代川水系では、10月15日現在、2,000羽ものカワウがいます。多いところは産卵場所のある二ツ井、常磐、水管橋周辺で700羽、米代川と常磐の間に1,200羽ほどいます。現在は3名で追い払っていますが、対応が追いついておらず、このままでは来年遡上するアユはほぼ全滅ではないかと思えます。内水面漁連からお金をもらっていますがそれだけでは足りず、米代川水系からもお金を出さなければいけない現状です。11月17日に、これから秋田県のカワウをどう減らしていくかについての講習会を開催する予定です。今ですら投網に魚が入らず、カワウによってほとんど追いやられているような状況ですので、今後、県の予算措置などがないと、我々漁業者関係者はこの先やっつけられません。

○議長

米代川水系のカワウ被害の説明がありましたが、このような状況について自然保護課に伝えていただき、被害防止に向けて進めていただければと思います。

○事務局（松井）

11月5日に全県の組合長会議があり、その際にもカワウについて話し合う予定です。管理計画の中では、カワウをどのくらい減らすべきかということも決め、今後お示しします。こちらとしても、各地のカワウ被害状況について、まだ把握し切れていない部分もありますので、引き続き情報をくださるようお願いいたします。

○大山事務局長

カワウは米代川水系だけでなく雄物川水系にも多く、全県規模で対策するために、内水面漁協全体で話し合い方針を定める必要があります。先ほど予算の話がありましたが、県の方針を定めることで、国の予算も使えるようになりますので、それらを活用して上手く対策を練っていただければと思います。

また、アユやサクラマス釣獲の話もありましたが、県ではアユの早期放流、サクラマスの発眼卵放流等により、内水面漁協の収益につながるような取組を行っておりますので、そういった支援は今後も続けていく予定です。

○中嶋委員

もう一ついいでしょうか。大館管内の猟友会で、アオサギを大量に駆除したそうですが、今年はシラサギがたくさんいます。シラサギは冬を越せないのも、今は大分いなくなりましたが、カワウほどではないにしても、魚を食べていると思います。カワウはアユ釣りで近づくと逃げますが、サギは逃げません。

○議長

シラサギはやはり目立ちますね。遠目に見て、釣り人が立っていると思ったらシラサギだったということもありました。かなりの数が並んでいました。

○萩野委員

サギがたくさんいるということは、魚もいるということです。アユが最近釣れなくなってきているのは、鳥の食害による影響がかなり大きいと考えます。

○菊地会長代理

アユ釣りの解禁で川に人がいれば、カワウやサギも逃げていなくなりますが、川にアユがいなくなれば人も来なくなり、カワウ等が住み着くようになるという

悪循環に陥ってしまうのではないかと思います。

○議長

カワウ等については事務局で今後も情報を集め、11月5日の組合長会議や自然保護課との話し合いで対策を考えていただきたいと思います。他に何かございますか。

○委員

(発言なし)

9 閉会

○議長

それでは、これで第21期第4回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れ様でした。

終了